



令和4年(行ウ)第 号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 ニライ・カナイぬ会

被告 沖縄県

(処分行政庁 沖縄県教育委員会教育長)

証拠説明書(1)

2022年1月25日

那覇地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

三宅 俊 司

同

三宅 千 晶



甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作成者	立証趣旨	
1	ニライカナイぬ会 規約	写 し	2019.11頃	原告	原告が民事訴訟法29条に 規定する権利能力なき社団 といえること等。
2	原告通帳 (ゆうちょ銀行 七〇八支店 名義 ニライカナイぬ会 共同代表者 玉城 毅)	原 本	R3.6.23 ~R12.27	株式会社 ゆうちょ 銀行 七〇八支 店	同上。
3	ニライカナイぬ会 経理簿	写 し	2021.1.1 ~ 2021.12.31	原告	同上。
4	公文書文書開示請 求書(移管関係)	写 し	R3.10.22	原告	原告が、令和3年10月22 日付けで、沖縄人骨の確認・ 移管検収書及び検収書添付 の移管台帳の開示を請求し たこと等。
5	公文書部分開示決 定通知書(移管関 係)	写 し	R3.11.2	沖縄県教 育委員会 教育長 金城弘昌	処分行政庁が、令和3年11 月2日付けで、別紙1の公文 書部分不開示決定通知書の 「1.公文書の表示」のうち、 「教育委員会が特定した公 文書の件名」記載の文書を対 象文書として特定し、「4. 開示をしない部分」に記載さ れた文書の各部分を不開示

					とし、その余を開示する処分をしたこと、本件各不開示部分を開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものではないこと等。等。
6	公文書文書開示請求書（予算関係）	写し	R3.10.22	原告	原告が、令和3年10月22日付けで、2021年（令和3年）度当初予算・事業別細事業別概要説明書、2021年（令和3年）度当初歳出予算事業別概算見積書などの開示を請求したこと、本件各不開示部分を開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものではないこと等。
7	公文書部分開示決定通知書（予算関係）	写し	R3.11.4	沖縄県教育委員会 教育長 金城弘昌	処分行政庁が、令和3年11月4日付けで、別紙2の公文書部分不開示決定通知書の「1. 公文書の表示」のうち、「教育委員会が特定した公文書の件名」記載の文書を対象文書として特定し、「4. 開示をしない部分」に記載された文書の各部分を不開示とし、その余を開示する処分

					をしたこと等。
8	本件確認・移管検収書及び添付1移管台帳	写し	2019.3.11	国立台湾大学医学院、沖縄県教育委員会、今帰仁村教育委員会	本件確認・移管検収書及び添付1移管台帳には、個人に関する情報が記載されているほか、移管された沖縄民族遺骨に関する情報が記載されていると考えられること、これらの文書が開示とされていること等。
9	本件当初予算等説明書	写し	R3.2 頃	沖縄県教育庁文化財課	本件当初予算等説明書のうち、「令和3年度の計画・特徴等」の中、2段落目の一部分が開示とされていること等。
10	本件当初歳出予算見積書	写し	R3.2 頃	沖縄県教育庁各課	本件当初歳出予算見積書のうち、15頁「④人骨関係基礎調査」の下一行目及び16頁の「7 埋蔵文化財関連事業」の下一行目の部分がいずれも開示とされていること等。

以上